

閲覧用

令和3年度加美町農業委員会
第12回定例総会議事録

令和4年3月25日（金）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和3年度第12回定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年3月25日(金)午後1時30分～午後2時15分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 欠席委員(1名)

委 員	2番	澁 谷 幹 男
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第31号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第32号	営農型発電設備の下部の農地における 農作物の状況報告について
日程第6	議案第39号	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断 (非農地判断) について
日程第7	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第42号	農用地利用集積計画の審査について
日程第10	議案第43号	農用地利用配分計画(案)について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長(書記)	嶋津寿則
農業委員会事務局次長	今野典子
農業委員会事務局農地係長	畠山明大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第12回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（嶋津寿則事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和3年度加美町農業委員会 第12回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） 本日は令和3年度、加美町農業委員会 第12回定例総会にご出席、大変ご苦勞様です。任期満了となる最後の定例総会ですので、慎重なる審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は18名です。2番 澁谷幹男委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 中村貴美子委員、16番 畠山智史委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 嶋津寿則君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（今野典子次長） 報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和4年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

報告書番号1

貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社

借人 A氏

所在地 字高谷地…番の田 外9筆

面積 合計10,913㎡

農地中間管理事業の推進に関する法律

[以上1件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第31号を終了いたします。

日程第5 報告第32号 営農型発電設備の下部の農地における
農作物の状況報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第32号 営農型発電設備設置の下部の農地における農作物の状況報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第32号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について。このことについて、別紙のとおり営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の提出があったので報告いたします。
令和4年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

報告書番号1

報告者 B社
許可地 原八幡堂西一番の田 6筆
栽培面積 アラゲキクラゲ/580.1㎡
コケ/9,543㎡
収量 アラゲキクラゲ/1,612kg
コケ/250㎡

アラゲキクラゲの収穫量は、1菌床あたりに換算すると約1.6kgとなり、地域の平均的な収量とされる800gを上回る結果となっております。昨年で栽培5期目ということで、1菌床あたりの収穫量は、大幅な増収となった前年より更なる増収となっており、栽培の習熟が認められる結果となっております。

コケの収穫量は、10aあたりに換算すると26.19㎡となり、地域の平均的な収量とされる26.2㎡とほぼ同じ収量となっております。強風で飛ばされたり、遮光ネットの張付き等、育成不良なトレーも若干あるようですが、おおむね順調な育成状況となっているようであります。なお販売量につきましては、アラゲキクラゲが148.98kg、販売額は…万円。コケが250㎡で、販売額は…万円となっております。

報告書番号2

報告者 C社
許可地 字新堀の田 3筆
栽培面積 米(ひとめぼれ)/8,865㎡
収量 3,523kg

収穫量は、10aあたりに換算すると397kgとなり、農協・共済収量の462kgの約86%の収量となっております。出穂・穂揃いについては、同一圃場より1週間程度の遅れがあったようですが、品質には問題なかったとのことでした。尚販売につきましては、営農型発電設備下部以外のものと合わせて60kgあたり…円で売却しております。

[以上2件の農作物の状況報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第32号を終了いたします。

日程第6 議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断
(非農地判断) について

*議長(三浦泉会長) 日程第6、議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(畠山明大係長) 議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断(非農地判断)について。下記農地が、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、審議されたい。

令和4年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

農業委員会は農地法の運用について、第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされております。

これに基づきまして、今年度実施した農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類の判定、いわゆる赤判定を行い、その後の意向調査において非農地化の要望があった土地、及び以前に意向調査において非農地化の要望があった土地で、今年度のパトロールにおいて赤判定となった土地について、当該農地に該当しない旨の判断、非農地判断の議決をお願いするものでございます。

なお、今回上程いたしました土地は、該当農地から未相続地や農業者年金の経営移譲年金受給者が所有する農地、共有地、集团的に存在する農地等を除いたものについて、2月4日に開催した農地調査会において検討の上、非農地判断すべきとして決定いただいた土地でございます。

《地区別》

田…13筆	19,240㎡	中新田地区…	2筆	3,901㎡
畑…12筆	10,698㎡	小野田地区…	7筆	3,376㎡
計…25筆	29,938㎡	宮崎地区…	12筆	22,661㎡
農用地区域内の土地	11筆			15,121㎡

農業振興地域整備計画を管理する加美町のほか、関係土地改良区、農業再生協議会と協議を行い、支障が無い旨の回答を得ているもの

[以上 非農地判断について説明]

*議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年3月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 D氏

受人 E氏

申請地 字西佳原の畑 3筆

面積 合計2,510㎡

耕作者へ贈与するもの

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、1番 星榮喜委員お願いします。

*1番（星榮喜委員） 申請地は中新田高校の野球グラウンドの西側でして、ゲートボール場の北側に位置しております。現状は、畑として受け人が耕作しているもので地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（畠山明大係長） 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和4年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。

申請番号1

渡人 F氏 字鹿原中村…番地
受人 G氏 字鹿原御伊勢宮…番地
申請地 字鹿原水堀…番…
面積 4,044㎡
申請事由 売買により農業用施設用地とするもの
事業資金 自己資金 …万円 借入金 …万円
事業計画 令和4年6月1日着工予定 / 令和4年9月15日完成予定

申請地は加美町役場小野田支所の西南西約3kmに位置する農振農用地区域内の農地であります。東鹿原地区の圃場整備事業に伴い設立された法人が、経営の効率化・高収益化を目指し、乾燥調製施設、もみ殻集積所、大型車両回転場所、農機具保管場所等の農業用施設を設置するものでございます。法人が耕作する圃場周辺に必要な面積を確保できる農地は農用地のみで、法人の経営地の中央付近である申請地を最適と判断・選定し、農業振興地域整備計画の農用地を農業用施設用地に変更したもので、用途が農業用施設に該当することからやむを得ないと判断しました。

申請番号 2

渡人 H氏 城生字裏…番地…
受人 I氏 同上
申請地 城生字城生東…番 外2筆
面積 合計1,210㎡
申請事由 使用貸借により共同住宅敷地とするもの
事業資金 借入金 …万円
事業計画 許可日着工予定 / 令和4年10月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約1kmに位置し、中新田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

申請番号 3

渡人 J氏 上狼塚字東原…番地…
受人 K氏・L氏 字町裏八番…番地…
申請地 上狼塚字東北原…番…
面積 367㎡
申請事由 売買による居宅建築
事業資金 自己資金 …万円 借入金 …万円
事業計画 令和4年4月1日着工予定 / 令和4年7月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約2.5kmに位置し、上狼塚の集落内に介在する農地ですが、南側に隣接する圃場と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。現在中新田市街地で親と同居する受け人が、実家と同じ町内の申請地に居宅を建設するものでございます。子供を授かり、車通りが少なく安全で閑静なところで子育てをしたいと考え、知人を通じて土地を探し申請地を選定したものです。用途が住宅であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 4

渡人 M氏 下新田字新田…番地…
受人 N氏 仙台市太白区富沢南一丁目…番地の…
申請地 下新田字新田…番…
面積 487㎡
申請事由 使用貸借による居宅建築
事業資金 借入金 …万円
事業計画 許可日着工予定 / 令和4年12月5日完成予定

申請地は加美町役場の南東約4.5kmに位置し、下新田集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。現在仙台市の賃貸住宅に居住する受人が実家の隣接地に自宅を建設するもので、用途が住宅であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置さ

れるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 5

渡人 O氏 下新田字新田浦…番地
受人 P氏・Q氏 仙台市青葉区青葉町…番…
申請地 下新田字新田浦…番…
面積 323㎡
申請事由 使用貸借による住宅建築
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和4年4月10日着工予定 / 令和4年9月30日完成予定

申請地は加美町役場の南東約4kmに位置し、下新田集落内に介在する農地ですが南側に隣接する圃場と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。現在仙台市の賃貸住宅に居住する受人が、渡人である高齢の母親の生活を助けるため実家の隣接地に自宅を建設するもので、用途が住宅であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上5件の許可申請について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、3番 半田守委員お願いします。

* 3番（半田守委員） 3月15日、澁谷幹男委員、畠山義信委員、事務局と私の5名にて現地調査を行いました。

申請番号1番、G社につきましては、東鹿原地区の圃場整備事業に伴い設立された法人で、申請地は鹿原小学校の手前の県道右手側に、大型車両が通行できるように整備された道路がございますが、その角でございます。圃場整備の地区からは外れていますが、圃場整備区域の中間点に位置しております。計画地の北側は土盛りを行います。既存の畦畔があり、畦畔より高い部分10cmから20cmは重機で締固め、建物の東側はアスファルト舗装とするため土砂の流出はございません。農業用排水施設はなく、雨水は既存水路に放流するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

申請番号2番につきましては、申請地はもとの中新田広原支所の裏側、H氏が所有するアパート2棟が既に建っているところの手前側でございます。アパートの入り口に農業用水路の大きな柵がございます。そこから申請地まで75、6mあるのですが、一度排水路を取り外し全て入れ替えを行うそうです。その上で農道を6m区画にし、アパートとアパートの繋がり部分は改良区に許可をもらい舗装することとございます。土盛りを行います。土留めの擁壁を設置するため土砂の流出はなく、雨水は既存の水路に、汚水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断してまいりました。

申請番号3番につきましては、若いご夫婦が子供を授かりまして、実家の近く閑静な住宅街で、交通量も少なく通学に便利な土地ということから、今回の土地を選

定されたようでございます。申請地は畑ですが、道路と同じくらいの高さですので10cm程盛土を行い、境界は全てブロックを設置するそうです。生活雑排水は公共下水道へ、雨水は既存の水路へ放流するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

申請番号4番についてですが、申請地は中新田から三本木へ向かう県道の途中、志田江橋を渡ると渋惣商店という商店がございまして、その北側でございます。現在は畑としてパイプハウスが2棟建っておりますが、それを取り除き更地にした上で、お孫さんが居宅を建築するとのことでございます。盛土は行わず雨水は既存の水路へ放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

申請番号5番について、申請地は下新田のお寺の南側で、中新田三本木線の道路沿いでございます。高齢のお母様のお世話をするため、P氏の実家居宅の西側に一反歩以上畑があるのですが、その一部を分筆した上で、今回の居宅を建築することです。雨水は既存の水路へ放流、生活雑排水は公共下水道へ接続することから支障はございません。O氏の土地はブロック塀で囲われているため、県道沿い北側のブロックを何mか取壊し出入り口とします。以上のことから許可相当と判断いたしました。以上でございます。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第41号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。

参加できない委員は申請番号1番について4番 畠山義信委員です。4番 畠山義信委員は、1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時3分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、4番 畠山義信委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時4分]

*議長（三浦泉会長） 続いて、申請番号2番から5番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号2番から5番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第42号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第42号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第42号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和4年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買1件・賃貸借64件でございます。

申請番号1

渡人	R氏
受人	S氏
申請地	四日市場字要害の田 外4筆
面積	合計24,627㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	10aあたり…円

申請番号2

渡人	T氏
受人	U社
申請地	字庄右衛門の田 外19筆
面積	合計58,799㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	10aあたり…円

申請番号 7
渡人 V氏
受人 W社
申請地 字長清水雷屋敷の畑 2筆
面積 合計905㎡
権利移動の種別 使用貸借

申請番号 8
渡人 X氏
受人 Y氏
申請地 宮崎字永志田二番の田
面積 2,975㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号 9
渡人 Z氏
受人 a氏
申請地 月崎字皆屋敷の田
面積 1,800㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号3番から6番及び10番から65番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。以上65案件で、田253筆 畑11筆、面積498,721㎡。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上65件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第42号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について 5番 杉村昭宏委員、申請番号2番から6番について 14番 尾形徳夫委員、申請番号7番について 16番 畠山智史委員、申請番号8番について 6番 猪股弘委員です。

5番 杉村昭宏委員は、申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時8分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、5番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時9分]

*議長（三浦泉会長） 続いて、申請番号2番から6番について審議を行います。14番 尾形徳夫委員は、申請番号2番の審議開始から6番の終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時9分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号2番から6番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番から6番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって申請番号2番から6番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、14番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時10分]

*議長（三浦泉会長） 続いて、申請番号7番について審議を行います。16番 畠山智史委員は、申請番号7番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時10分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号7番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号7番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって申請番号7番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、16番 畠山智史委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時11分]

*議長（三浦泉会長） 続いて、申請番号8番について審議を行います。6番 猪股弘委員は、申請番号8番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時11分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号8番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号8番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって申請番号8番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、6番 猪股弘委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時12分]

*議長（三浦泉会長） 続いて、申請番号9番から65番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号9番から65番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第43号 農用地利用配分計画(案)について

- *議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第43号 農用地利用配分計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（今野典子次長） 議案第43号 農用地利用配分計画(案)について。このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。
令和4年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農用地利用配分計画(案)は1件でございます。

申請番号1

渡人	公益社団法人 みやぎ農業振興公社
受人	b社
申請地	字高谷地の田 外9筆
面積	合計10,913㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	10aあたり…円
貸付期間	県認可日の翌日から令和8年3月31日

[以上1件の計画案について説明]

- *議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第43号 農用地利用配分計画(案)についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号 農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和3年度第12回 加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時15分 閉会〉

この議事録は、事務局長 嶋津寿則が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和4年3月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 中村 貴美子

署名委員 畠山 智史